

稲橋ゆみ子/谷山きょう子 活動レポート

地球のいのち、つないでいこう

せいぶつたようせい 生物多様性

生物多様性の取り組み経過

- 1993年 日本が生物多様性条約を締結
- 2008年 生物多様性基本法 制定
- 2012年 生物多様性国家戦略 閣議決定
(自治体では「生物多様性地域戦略」
策定は努力義務)

生物多様性の
4つの危機

- ①開発など人間活動による危機
- ②自然に対する働きかけの縮小による危機
- ③外来種など人間により持ち込まれたものによる危機
- ④地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機

2016年、ツバメをみましたか？ 求む！ツバメの子育て情報

地方自治体の努力義務とされている「生物多様性地域戦略」をもつことは、地域の生態系の異変などをきめ細かく調査して、異常気象などの温暖化の影響が見える化し、温暖化への対策につながります。そのために、戦略ができる事前事後のプロセスが重要です。多様な主体が参画し実行してこそ、その真価が発揮されます。今後、立川市で行われる「生き物調査」や「データベースづくり」に着目し、まずは、生物多様性に関する理解を広げることが必要と考えます。

生活者ネットワークでは、身近で取り組みやすい「ツバメ調査」を行います。ツバメの飛来、巣の場所、ヒナの数など、立川・生活者ネットワークまでお寄せください。

*ツバメは法律で守られています。
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって、ツバメなどの野鳥は守られており、都道府県知事の許可がなければ、卵やヒナがいる巣を落とすことは違法になります。

子育て・福祉・環境など市政に対してのご意見・ご質問は

立川・生活者ネットワーク「稲橋ゆみ子」「谷山きょう子」までお寄せください。

★HP「稲橋ゆみ子」「谷山きょう子」または「立川・生活者ネットワーク」を検索してください。

このレポートは政務活動費で作成しています